○総務省告示第二百八十三号

端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）第九条（同令第三十六条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成六年郵政省告示第四百二十四号（端末設備等規則の規定に基づく識別符号の条件等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年八月二十二日

総務大臣　新藤　義孝

第二項の表四の項中「四〇二MHzを超え四〇五MHz以下のすべて」を「四〇一MHzを超え四〇二MHz以下及び四〇五MHzを超え四〇六MHz以下の周波数帯域又は四〇二MHzを超え四〇五MHz以下」に改め、「体外植込型医療機器」の次に「、体外植込型医療機器」を加え、同表中十の項を十一の項とし、五の項から九の項までを一項ずつ繰り下げ、四の項の次に次のように加える。

五　動物検知通報システム用の特定小電力無線局の無線設備	受信機入力電圧が七マイクロボルト以下の場合に判定を行う。

第三項第二号中「無線設備」の下に「（空中線電力が一〇ミリワット以下のものに限る。）」を加える。

○総務省告示第二百八十四号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の十四第一号ハただし書の規定に基づき、平成十二年郵政省告示第三百十四号（無線設備規則第四十九条の十四第一号ハのただし書の規定により、同号ハ本文の規定を適用しない無線設備及びその送信空中線の技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年八月二十二日

総務大臣　新藤　義孝

第二項を次のように改める。

二　前項第一号の送信空中線の技術的条件は、次のとおりとする。

⑴　等価等方輻射電力が絶対利得二・一四デシベルの送信空中線に〇・〇一ワット（四二六・〇二MHz以上四二六・一三七五MHz以下の周波数の電波を使用するものにあっては、〇・〇〇一ワット）の空中線電力を加えたときの値以上となる場合はその超えた分を送信空中線の利得で減ずるものとし、当該値以下となる場合はその低下分を送信空中線の利得で補うことができるものとする。

⑵　送信空中線が一の筐体に収められていない場合にあっては、その送信空中線の絶対利得は〇デシベル以上であり、かつ、等価等方輻射電力が絶対利得二・一四デシベルの送信空中線に〇・〇一ワットの空中線電力を加えたときの値以下であること。

第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

三　第一項第二号及び第三号の送信空中線の技術的条件は、次のとおりとする。

等価等方輻射電力が絶対利得二・一四デシベルの送信空中線に〇・〇一ワット（四一三・七MHz以上四一四・一四三七五MHz以下及び四五四・〇五MHz以上四五四・一九三七五MHz以下の周波数の電波を使用するものにあっては、〇・〇〇一ワット）の空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を送信空中線の利得で補うことができるものとする。

○総務省告示第二百八十五号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の十四第一号ニのただし書の規定に基づき、平成十三年総務省告示第九十号（無線設備規則第四十九条の十四第一号ニただし書の規定により、同号ニ本文の規定を適用しない無線設備を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年八月二十二日

総務大臣　新藤　義孝

本則に次の一項を加える。

三　テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用の無線設備のうち、四一〇MHzを超え四三〇MHz以下、四四〇MHzを超え四七〇MHz以下及び一、二一五MHzを超え一、二六〇MHz以下の周波数の電波を使用するもの

○総務省告示第二百八十六号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第二号第28の規定に基づき、平成十八年総務省告示第六百五十九号（別に定める特定小電力無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年八月二十二日

総務大臣　新藤　義孝

表中

六　402MHzを超え405MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備	300kHz

を

六　401MHzを超え402MHz以下又は405MHzを超え406MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備	100kHz
六の二　402MHzを超え405MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備	300kHz

に改める。

○総務省告示第二百八十七号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第一号注34の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第五百七号（構内無線局等の無線設備に指定する周波数の指定周波数帯を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年八月二十二日

総務大臣　新藤　義孝

第二項の表中

313.625MHz	312MHzから315.25MHzまで

を

313.625MHz	312MHzから315.25MHzまで
401.5MHz	401MHzから402MHzまで

に、

403.65MHz	403.5MHzから403.8MHzまで

表に次のように加える。

注　告示第42号第2項第5号のうち、単信方式又は同報通信方式による通信を行うものの占有周波数帯幅の許容値は、この表の規定する値にかかわらず、230kHzとする。